

時間外勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1926号

時間外勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

時間外勤務手当等に関する規則（規則第6-493号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（時間外勤務手当等の勤務1時間あたりの給与額）</p> <p>第2条 一般職員給与条例第21条から第23条まで並びに市町村立学校職員給与条例第30条の2及び第30条の2の2に規定する人事委員会規則で定める額（以下「勤務1時間当たりの給与額」という。）は、給料、地域手当、特殊勤務手当（月額を単位として支給するものに限る。）、特地勤務手当（一般職員給与条例第20条の3の規定による手当を含む。）、へき地手当（市町村立学校職員給与条例第30条の4の規定による手当を含む。）、初任給調整手当、<u>寒冷地手当</u>、農林漁業普及指導手当又は義務教育等教員特別手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間数に52を乗じて得た数から毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第10条及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第9条に規定する年末年始の休日（日曜日及び土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7.75（法第22条の4第1項の規定により採用された職員又は育児休業法第18条第1項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（次条において「短時間勤務職員」という。）にあつては、7.75に一般職員勤務時間条例第3条第3項若しくは第4項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数、育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（次条において「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては7.75に一般職員勤務時間条例第3条第2項又は市町村立学校</p>	<p>（時間外勤務手当等の勤務1時間あたりの給与額）</p> <p>第2条 一般職員給与条例第21条から第23条まで並びに市町村立学校職員給与条例第30条の2及び第30条の2の2に規定する人事委員会規則で定める額（以下「勤務1時間当たりの給与額」という。）は、給料、地域手当、特殊勤務手当（月額を単位として支給するものに限る。）、特地勤務手当（一般職員給与条例第20条の3の規定による手当を含む。）、へき地手当（市町村立学校職員給与条例第30条の4の規定による手当を含む。）、初任給調整手当、農林漁業普及指導手当又は義務教育等教員特別手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間数に52を乗じて得た数から毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第10条及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第9条に規定する年末年始の休日（日曜日及び土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7.75（法第22条の4第1項の規定により採用された職員又は育児休業法第18条第1項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（次条において「短時間勤務職員」という。）にあつては、7.75に一般職員勤務時間条例第3条第3項若しくは第4項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数、育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（次条において「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては7.75に一般職員勤務時間条例第3条第2項又は市町村立学校職員勤務時</p>

職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数) を乗じて得た数を減じた数で除して得た額とする。

間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数) を乗じて得た数を減じた数で除して得た額とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。